別紙様式第二十六号中「第41条第６項」を「第41条第８項」に改める。

別紙様式第二十七号第１面１．記載上の注意に次のように加える。

７．法第29条の２第１項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」として記載し、これに応じた「基準期間の発行額」及び「基準期間の回収額」を記載すること。また、「前基準日未使用残高」は、当該特例基準日の直前の通常基準日における未使用残高を記載すること。

別紙様式第二十七号第２面２．記載上の注意中５．を６．とし、４．の次に次のように加える。

５．法第29条の２第１項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」とし、これに応じた「発行額」及び「回収額」を記載すること。

別紙様式第二十号を削り、別紙様式第二十九号を別紙様式第二十一号とし、別紙様式第二十八号第２面の表記載上の注意２．中「現住所」の次に「(現住所において前払式支払手段の発行の業務を行っていない場合には、前払式支払手段の発行の業務に係る主たる営業所又は事務所の所在地)」を加え、同記載上の注意４．中「(　) 書き」を「括弧書」に改め、同様式第一面記載上の注意１．中「すべて」を「全て」に改め、同記載上の注意２．中「前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない」を「第21条第２項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である」に、「電子計算機」を「電子機器」に、「添付」を「貼付」に改め、同様式を別紙様式第二十号とし、別紙様式第二十七号の次に次の二様式を加える。

別紙様式第 28 号（第50条の２第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）

届出者　住　　所

電話番号（　　）　　―

商　　号

又は名称

氏　　名　　印

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

特例基準日の適用に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の２第１項の規定により、資金決済に関する法律第29条の２第１項の規定による特例基準日の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

１．氏名、商号又は名称	
２．自家型発行者の場合　届出年月日	
３．第三者型発行者の場合　登録年月日 ※登録番号	財務（支）局長　第　　号
４．特例基準日の適用を受けようとする理由	
５．法第29条の２第２項の規定による届出書の提出を行った場合　当該届出書（直前に届出を行ったものに限る。）の提出年月日	

（記載上の注意）

法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「１．氏名、商号又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第 29 号（第50条の２第３項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）

届出者　住　　所

電話番号（　　）　　―

商　　号

又は名称

氏　　名　　印

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

特例基準日の適用の解除に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の２第３項の規定により、資金決済に関する法律第29条の２第１項の規定による特例基準日の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

記

１．氏名、商号又は名称	
２．自家型発行者の場合　届出年月日	
３．第三者型発行者の場合　登録年月日 ※登録番号	財務（支）局長　第　　号
４．特例基準日の適用を受けている法29条の２第１項の規定による届出書の提出年月日	
５．特例基準日の適用を受けていることをやめようとする理由	

（記載上の注意）

法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「１．氏名、商号又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第十五号中「資金移動業」の下に「の一部」を加え、同条第十六号イ中「指定紛争解決機関が」を「指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の二第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が」に、「指定紛争解決機関の」を「指定資金移動業務紛争解決機関の」に改め、同号ロ中「指定紛争解決機関」を「指定資金移動業務紛争解決機関」に改める。